「生活保護基準引き下げ」中止を強く求めるとともに申請権・受給権を保障し、申請拒否、就労強要、扶養強要などの「人権侵害」は行わないことを求める意見書

政府は、国民の反対の声を無視し、消費増税や年金支給額引き下げ、 生活保護基準引き下げ等を強行してきました。生活保護引き下げは、生 活保護受給者だけでなく、就労援助をはじめとする、低所得者への施策 や、最低賃金、保育料、福祉、医療サービス等の負担金など広範囲に県 民生活に多大な影響を及ぼすものであります。

現在の「生活保護費」では、生活を切り詰め、親戚、友人等の冠婚葬祭にも出席できず、健康で文化的な最低限の生活が維持できない状況にあります。生活保護世帯の8割は高齢者世帯と、病気・障がい者世帯や母子世帯であり、県内の65歳以上高齢者の生活保護受給の割合も全国2番の4.93%となっています。

2007年に報道された沖縄県の「絶対的貧困率」29.33%は、全国平均14.4%の2倍以上となっており、これは、戦後27年間続いた米軍統治で年金制度への加入が遅れ、無年金者や低年金者が多いことや、厳しい雇用状況の中で働きたくても働けない者や県民所得の低さが影響し、20人に1人が生活保護を受けていることによるものと報じられています。

これ以上の生活保護基準引き下げは、憲法違反の人権侵害であり容認できるものではありません。生活保護法改正については、国会審議でも厚生労働大臣や、厚労省が「今までと変わらない」と答弁し、参議院の厚生労働委員会では、「申請権侵害の事案が発生することのないよう、また、文字を書くことが困難な者等が口頭で申請することも認められ、要否判定に必要な資料の提出は可能な範囲で保護決定までに行う等」の「付帯決議」が付され、今後とも変更がないことについて、省令、通達等に明記の上、周知徹底する事としています。

生活保護制度は、憲法25条が規定した「健康で文化的な生活」をすべての国民に保障するための最後の砦です。憲法に基づいて保護が必要なすべての県民に確実に保護を実施するよう、本町議会は、住民の人権・生命を守る立場から、下記事項を強く要求します。

記

- 1. 人権侵害となる生活保護基準引き下げを中止すること。
- 2. 生活保護法の「付帯決議」の趣旨を周知徹底すること。
- 3. 熱中症予防の立場から「夏季加算」新設を要求すると共にクーラー設置支給を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月22日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣